

報 告 第 1 号

新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応方針等について

新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応方針等について、別添のとおりにご報告します。

**新型コロナウイルスの影響を踏まえた
今後の対応方針等について**

令和2年6月16日 教育委員会

1 学校の臨時休業の状況

■ 県立学校

- ・ 3月4日～3月19日（中学校は24日）まで臨時休業
- ・ 県立特別支援学校及び高知市・中央東・中央西・幡多保健所管内に所在する県立中・高等学校（嶺北高除く）を4月13日～4月24日まで臨時休業（4校は4月15日から）
- ・ 4月17日付けで5月6日まで、4月30日付けで5月8日まで、5月7日付けで5月11日～22日までの臨時休業延長
- ・ 5月23日から全ての県立学校の再開（3校は5月15日、21校は5月18日から再開）

■ 市町村立小中学校

- ・ 3月4日～ 臨時休業（市町村により休業開始日は異なる）
- ・ 再度の臨時休業 4月8日～（2市町）、10日～（1村）、13日～（8市町）
14日～（6市町村）、17日～（1町）、20日～（3町村）、21日～（13市町村）
- ・ 学校の再開 5月7日～（1町）、11日～（30市町村）、18日～（2市町）、25日（1市）

県立学校・市町村立小中学校 25日～40日程度の臨時休業

2 休業期間中の児童生徒の状況及びその対応

生活面

■ 児童生徒の居場所の確保

- 自宅で過ごすことが困難な児童生徒がいる
- ・ 放課後児童クラブ等の活用
 - ・ 放課後子ども教室の臨時開設
 - ・ 学校での受け入れ 等

■ 心身のケア

- 不安を抱えたり、生活習慣が乱れたりしている児童生徒がいる
- ・ スクールカウンセラー等による電話相談
 - ・ 相談窓口の開設（高校生LINE相談）
 - ・ 休業準備期間における生活行動に関する指導
 - ・ 教職員による家庭訪問 等

学習面

■ 家庭学習についての対応

- 個々により家庭学習環境も異なり、学習習慣の乱れが見られる児童生徒がいる
- ・ 県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、動画教材を配信
 - ・ 休業期間中における学習課題等の送付
 - ・ 家庭学習支援教材のお知らせ 等

3 学校の臨時休業や再開に伴う課題

児童生徒の心身のケアが必要、3密（密閉・密集・密接）を避けての教育活動

授業時数の確保、学校行事の精選、未指導分の内容の実施を含めた教育課程の再編成、教職員の負担軽減 等

4 感染症対策を受けての学校のスケジュール（例）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再度の臨時休業 ・ 学校経営計画の見直し ・ 学校行事の精選等の検討 ・ 生徒への課題送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校再開 ・ 各校で長期休業期間の短縮等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間試験の中止 ・ 第1回学力定着把握検査(1～3年) ・ 県オリジナルアンケート実施(1～3年) ・ 県体力・運動能力、生活実態等調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みの短縮(例) 終業式:31日 ・ 期末試験の実施 ・ 補習等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例) 始業式:24日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事の精選 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬休みの短縮 ・ 期末試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度学校行事の作成 ・ 第2回学力定着把握検査(2年) ・ 県オリジナルアンケート実施(2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営計画に基づく評価及び次年度計画の作成 ・ 学年末試験の実施 		
市町村立小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再度の臨時休業 ・ 教育課程再編成 ・ 学校経営計画の作成・見直し ・ 学校行事の精選等の検討 ・ 児童生徒への課題送付 ・ 全国学力・学習状況調査の中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校再開 ・ 各校で長期休業期間の短縮等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業期間を踏まえた特別な教育課程の実施 *前後期制の導入 ・ 県体力・運動能力、生活実態等調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みの短縮(例) 終業式:31日 ・ 補習等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例) 始業式:24日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例) 前期終了:18日 ・ 例) 後期開始:23日 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬休みの短縮 ・ 高知県学力定着状況調査等の実施(8～10日の1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度教育課程の編成 ・ 高知県学力定着状況調査等結果の分析・対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営計画に基づく評価及び次年度計画の作成 ・ 分析に基づく対策の実施 		

学びを取り戻す

1. 学校経営アドバイザー訪問による教育課程の見直し支援
2. 県主催の教員研修を精選（中止又は動画配信等により集合研修を当初予定の約半分まで削減）
3. 動画教材の作成・活用（授業・家庭学習等での活用）
4. 教員加配（最終学年の少人数学級編制等）
5. 放課後等学習支援員の配置充実
6. 校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置充実

授業時数の確保や指導体制の充実、動画教材の提供等を通じて、臨時休業に伴う学習等の遅れを計画的に取り戻す

子どもたちの心に寄り添う

1. 臨時休業に伴う子どもたちの心の影響について把握・分析
2. 臨時休業の影響による不登校等に関して、関係課連携会議等で事務局横断的に課題を共有・対策を実施
3. スクールカウンセラー等による相談支援体制、電話相談窓口の充実（心の教育センター等）
4. 新型コロナウイルス感染症に関する人権教育の充実（教育委員会メッセージ「小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」の活用）
5. 臨時休業等の影響を踏まえた就職・進学指導等の実施
就職希望者に対する企業情報の提供
進学補習の重点化、個別面談による情報提供

新型コロナウイルス感染拡大に伴う子どもたちへの心のケア等に、関係機関が一丸となって対応する

学校等における感染を防ぐ

1. 「学校の新しい生活様式」を踏まえた学校運営の徹底
2. 県基準（福祉保健所管内の感染状況による対応）を踏まえた感染防止対策・休業措置等
3. 部活動を実施する場合の注意事項を踏まえた活動の徹底
4. 消毒液、換気対策備品等の整備
5. 特別支援学校におけるスクールバスの増便等

新しい生活様式を前提とした活動の変革と感染症対策備品の整備により、学校を感染拡大の場にしない

再度の感染拡大に備える

1. GIGAスクール構想の加速化
県立中学校・特別支援学校の一人一台端末整備及び高等学校における整備計画の前倒し
2. 高等学校の一人一台端末環境の実現に向けた検討
→検討会を設置し、整備方針を協議
（学校関係者、PTA関係者、IT系学識経験者等）
3. 遠隔授業の環境整備及び指導方法の研修・周知
4. 授業用アプリケーションの研究・活用
5. 動画教材の作成・活用（再掲）

再度の感染拡大の際、学校教育を継続するためにICT環境の充実や指導方法の習得を進め、子どもたちの学びを絶やさない

1 主な事業計画の見直し

「基本方針 I チーム学校の推進」

(1) 調査関係

- ①令和2年度全国学力・学習状況調査（4月）の中止【小学校6年・中学校3年】
→文部科学省通知「令和2年度全国学力・学習状況調査の問題冊子等の配布について」の周知（6月）
- ②第1回学力定着把握検査及び県オリジナルアンケート（4月）の延期【高等学校1・3年】
→第1回学力定着把握検査及び県オリジナルアンケートの実施（6月）【高等学校1・3年】
※2年は計画どおり6月に実施
- ③全国体力・運動能力、運動習慣等調査（4月～7月）の中止【小学校5年・中学校2年】
高知県体力・運動能力、生活実態等調査（4月～7月）の延期【小学校・中学校・高等学校】
→高知県体力・運動能力、生活実態等調査実施（6月～12月）

(2) 組織力向上・授業改善

- ①組織力向上や授業改善に係る取組の見直し【小中学校】
→組織力向上エキスパートによる学校支援訪問を9月から実施
→メンター制指定校訪問を9月から実施
→組織づくり講座及び授業づくり講座を、4月～8月は校内組織づくり講座・校内授業づくり講座として実施
→拠点校（「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業）における授業等の公開を11月から実施（公開回数24回→8回）等
- ②学力向上やカリキュラム・マネジメントに係る取組の見直し【高等学校】
→学力向上プランに係る訪問を、5月～6月はWeb会議で実施
→授業改善やカリキュラム・マネジメントに係る学校訪問を6月以降に実施 等
- ③小中学校9年間を見通した体力・運動能力向上プログラムの策定の見直し【小中学校】
→7月からプログラムの検討を開始し、次年度に活用ができるよう2月末に素案を完成させる

「横断的取組 1 不登校への総合的な対応」

(1) 初期対応を重視した学校の体制と強化

- ①全ての小中学校に不登校担当者（教員）を位置づけ（小188校、中106校、義2校、計296校）
→休業期間中における参事による不登校担当教員配置校（20校）への評価訪問（年2回：計40回）、不登校対策チームの訪問（年2～3回：計40回以上）
→不登校担当者の役割や校務支援システムを活用した初期対応を徹底するため、全ての市町村校長会において説明・周知（6月～8月）
→不登校担当教員（20人）スキルアップ研修の延期（年2回：5月→6月、11月）
- ②学校再開後の児童生徒の出席状況把握
→不登校担当教員配置校（20校）において、校務支援システム等を活用した3日連続の欠席や遅刻、早退等の状況把握、対応分析
→全小・中・高等学校の再開後1ヶ月の出席状況等の調査実施（6月末）

(2) 関係課による不登校への横断的な取組の推進

- ①不登校対策に向けた総合的な施策を関係各課が連携して推進するため協議を行い、各課での事業に反映、実行するための会議の実施
→関係課連携会議（所属長 年3回）
→関係課実務者会議（補佐・チーフ 年4回）

2 研修計画の見直し

臨時休業に伴う新たな学校課題への対応について

臨時休業に伴う新たな学校課題（学校行事の変更、授業時数確保、児童生徒支援等）への対応により、学校や教員の負担が生じたため、今年度末までの研修を柔軟に取り扱う。

(1) 研修の精選及びICTの活用

- ①研修内容を吟味し、集合研修の一部をオンライン研修（オンデマンド研修・ライブ配信研修）に切り替え
- ②集合研修を実施する場合は、できる限り半日研修や遠隔教職員研修に変更
＜集合研修の実施上の条件＞
・3密の防止、新しい生活様式（マスク着用、消毒等）
・ソーシャルディスタンスの確保

(2) 指定研修の欠席の取扱い

臨時休業に伴う新たな学校課題を事由とした欠席には、柔軟に対応

(3) オンライン研修を実施できる環境の整備

- ①各学校のICT環境の整備に向けた働きかけ
- ②教員のICT活用能力を向上させる取組を実施

■教育センターや各課における指定研修の変更 6/5時点（単位：日）

対 象	当初予定 集合研修	変更後				中止
		集合研修	集合研修以外			
			オンデマンドライブ	資料配付	講話DVD配付	
小学校教諭	201.5	102.5	20.3	1.2	1.5	76
中学校教諭	206	105	19.8	1.7	1.5	78
高等学校教諭	59.5	27	15.8	1.7	0	15
特別支援学校教諭	57	29	17.3	0.7	0	10
管理職	40.75	24.75	7.5	0.5	0	8
養護教諭	28.5	20.5	4.5	0	0	3.5
栄養教諭	24	13.5	6.5	0	0	4
保育者	88.5	73	14	1	0	0.5
合 計	705.8	395.3	105.7	6.8	3	195
	100%	56.0%	15.0%	1.0%	0.4%	27.6%

＜参考＞働き方改革の観点から、令和元年度から2年度にかけて、当初予定の研修について精選を行っている。
（例）教育センターにおける指定研修 R元年度232.5日 → R2年度187日（前年度比 約20%減）

知・徳・体の各目標の達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、それぞれの目標に測定指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底

知 (1) 知の分野の目標

子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む

<測定指標>

①小・中学校

- 全国学力・学習状況調査(4月)において、
・小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す
・中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・小・中学校ともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする

H31(R元)年度全国学力・学習状況調査結果
小学校：国 +0.2 算 +1.7 中学校：国 -2.0 数 -1.7
数値は全国平均正答率との差

②高等学校

- 高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする
R元年度学力定着把握検査結果(3年生 4月)：24.2%
→臨時休業等に伴い、R2年度学力定着把握検査(3年生)は6月実施
- 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする
H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

徳 (2) 徳の分野の目標

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む

<測定指標>

- 児童生徒質問紙調査(4月)における道徳性等(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など)に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる
H31(R元)年度全国学力・学習状況調査結果
「自分には、よいところがあると思う」：小学校 82.7% (+1.5) 中学校 73.6% (-0.5)
「将来の夢や目標を持っている」：小学校 84.4% (+0.6) 中学校 74.3% (+3.8)
「学校のきまり(規則)を守っている」：小学校 90.7% (-1.6) 中学校 96.3% (+0.1)
各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合 ()は全国平均との差

- 生徒指導上の諸課題(不登校、中途退学)の状況を全国平均まで改善させる

H30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果
・1,000人あたり不登校児童生徒数：小中20.9人(全国16.9人)、高校17.1人(全国16.3人)
・中途退学率：1.7%(全国1.4%)

※不登校については、「横断的取組1 不登校への総合的な対応」の指標として下記を設定
・1,000人あたりの新規不登校児童生徒数
・90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合

体 (3) 体の分野の目標

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる

<測定指標>

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(4月~7月)において、
・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
(数値はT得点(全国平均=50))
小学校：男子49.3 女子50.0
中学校：男子49.9 女子48.8

- ・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

過去4年間の平均値：H28~R元年度における高知県のDE群の割合の平均値
小学校：男子32% 女子24%
中学校：男子29% 女子14%

<課題> ○4月の全国学力・学習状況調査及び4月~7月の全国体力・運動能力、運動習慣等調査中止に伴い、知・徳・体の各分野における令和2年度の実態把握が困難となっている。

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う本年度の対応について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う授業日数の減少等による様々な影響を最小限にする(県版調査等を測定指標として活用し、昨年度の水準を確保する)

- 高知県学力定着状況調査(12月)において測定

・小学校4・5年及び中学校1・2年の国語、算数、数学を前年度と同水準とする

- 高知県学力定着状況調査 児童生徒質問紙(12月)において測定

・道徳性等(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など)に関する項目の肯定的回答の割合を前年度と同水準とする

- 高知県体力・運動能力、生活習慣等調査(6月~12月)において測定

・小中学校の児童生徒の体力合計点を前年度と同水準とする
・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値と同水準とする

教育大綱・基本計画の考え方について

「新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について」に掲げる施策を着実に実施し、各学校等への支援を充実させること等を通じて、まずは、子どもたちの学びを平時の状況まで取り戻すことを当面の目標とする。

一方、本県の教育改革の歩みを止めることがないよう、第2期教育大綱・第3期基本計画に基づく取組を、学校の実態等も踏まえながら推進することで、知・徳・体のそれぞれの基本目標の実現を目指す。

I 学校におけるICT環境の充実(GIGAスクール構想の実現)

1. 小中学校等における一人一台端末環境の推進について

国の令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算を活用し、県立中学校・特別支援学校及び市町村立小中学校等において一人一台端末環境に向けた整備を推進

県において仕様の統一や合同入札（7月中予定）に向けた支援を実施

※合同入札参加自治体数：19市町村

【県内のオペレーションシステムの選択状況】

Google Chrome OS	県及び21市町村	約3万3千台	} 6/3現在
iPad OS	8市町村	約2千台	
Microsoft Windows OS	3町村	約300台	

※未定 3町村

2. 校内ネットワーク環境整備について

県立及び市町村立学校において、国の令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算を活用し、学校における高速通信ネットワーク環境の実現に向けた整備を推進

※県立については契約手続きを経て夏以降、順次、工事に着手

3. 高等学校における端末整備について

令和2年度5月補正予算により、県の整備計画の前倒しを実施し、各学校1クラス分（41台）のタブレット端末を追加整備

→高等学校における一人一台端末環境の実現に向け、検討会を設置し、導入の在り方等について協議予定

II 自宅学習におけるICT活用の推進

1. 自宅におけるICT環境が十分でない児童生徒への対応について

(1)県立中学校等におけるモバイルルーターの貸し出し（令和2年度5月補正予算）（通信費負担についても実態等を踏まえ対応を検討）

(2)県立学校における学校PCの貸し出し手続きの簡素化

※臨時休業中で自宅のICT環境が十分でない児童生徒については、学校で学ぶことも想定（国の示す感染症対策に万全に取り組むことが前提）

2. 家庭学習支援動画ライブラリーの開設

(1)児童生徒の家庭学習の支援を行うため、県教育委員会の指導主事等が作成した動画教材を県教育センターのホームページで公開

※6月8日現在、121本に対して56,502回のアクセス

(2)各学校で動画教材を作成できるよう、手順をマニュアル化し県教育センターのホームページに公開

3. 仮想教室の実施

(1)県教育センターにおいて、希望する児童生徒にライブ授業を配信

①事前接続テストを踏まえた「体験会」

・ビデオ会議ソフトの基本的な操作方法等について体験

・参加者との自己紹介による交流

②ライブ配信授業（仮想教室）の開催 【延べ参加者数 50人】

・オンラインによる双方向参加型の授業を展開

(2)不登校や引きこもりがちな児童生徒を対象に、ICTの効果的な学習支援について研究

4. 自宅におけるICT環境実態調査結果

（6/15速報値 高等学校（定時制含む）の結果：県平均）

(1)自宅でインターネットに接続ができる生徒の割合：97.3%

(2)上記(1)の生徒のうち、自宅でインターネットへ接続している端末

①携帯・スマートフォン：96.0% ②パソコン：56.0% ③タブレット：40.0%

(3)上記(1)の生徒のうち、自宅での通信方法

①光回線：78.5% ②ケーブルテレビの回線：27.1% ※(2)、(3)は複数回答

III ICTを活用した指導方法等の充実

1. 県教育委員会プロジェクトチームによるアプリケーションの研究

県立中学校及び県内の多数の市町村で導入を予定しているGoogle Chrome OSで活用する授業用アプリケーションについて、県教育委員会にプロジェクトチームを設置し、効果的な利用方法等について研究を実施（アプリケーションについては、他のOSでも利用可能なものを基本とする）

併せて共通基盤として利用可能なアプリケーションのドメインの統一についても具体化に向けた対応を検討

2. AI拠点校等における研究開発

拠点校として指定した高等学校において、タブレット端末を活用した効果的な学習方法等について研究し、各校へ展開

3. 遠隔授業ノウハウの普及

教育センターの取組で蓄積したノウハウについて、市町村の指導主事や、初任者に対する研修の中でプログラムとして盛り込むことにより、各学校におけるオンライン教育の指導力を向上

4. 優良事例の周知

臨時休業中にICTの活用により学校教育活動を継続した先進事例の周知用動画を作成し、YouTubeで公開予定（学校関係者のみの限定公開）

5. 他県との連携に向けた協議の実施

本年度県外人事交流派遣教員の派遣先である大阪市等と情報交換及びオンラインによる交流を実施。臨時休業中におけるICT活用に係る情報連携など、授業での有効な活用方法について互いのノウハウ共有に向けた検討

横断的に取り組む不登校への総合的な対応

目的

- 不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内の支援体制を強化する。
- 不登校児童生徒に対して、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化する。

目標

- 生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる。
- ・1000人あたりの新規不登校児童生徒数を全国平均以下にする。
- ・90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC,SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合を100%にする。

現状・課題

- ◇児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを組織的・協働的に進めていく必要がある
- ◇学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報など、系統だった対処方法が十分に確立されていない場合がある
- ◇学校以外の関係機関等において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた個別支援を更に充実させる必要がある
- ◇ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者に対して、積極的に専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要がある

取組のポイント

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の教科等指導力や児童生徒理解・不登校対応力を向上させることにより、不登校を生じさせない学級・学校づくりを推進する
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階でのチーム支援の強化を進める
- ・個に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内の支援体制のさらなる充実・強化を図る
- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等それぞれの専門的な視点からの多角的に見立てる仕組みを推進し、組織的な支援体制を強化する

3 取組内容

未然防止

◇魅力ある学校づくり

【安心・安全な学級学校づくり】

- ・学校・学級経営に位置づけた生徒指導の実践
- ・いじめや暴力行為を許さない学級づくり

【学ぶ意欲を育む学習指導の充実】

- ・「わかる授業」の実施（授業の質の向上）
- ・放課後等学習支援の充実

【校種間連携】

- ・校種間での情報共有
- ・自己有用感を高める異学年交流活動の拡充

【地域連携の推進】

- ・地域と連携した特色ある教育活動の充実
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的な取組の充実

【教職員の資質向上】

- ・教員が学び合う仕組みの構築（「タテ持ち型」「教科間連携型」「タテ持ち・教科間連携型」）
- ・若年教員等育成のためのメンター制導入
- ・教職員研修（児童生徒理解、学級経営力向上等）の充実

初期対応

◇初期対応のための学校の体制の強化

【校務支援システムを用いた迅速な情報共有の強化】

- ・日々の児童生徒の状況の変化や教職員の気づきの情報共有
- ・不登校担当教員（者）による情報の集約及び管理職への報告の徹底
- ・システムを活用した情報共有促進のため、各校のログイン率等を設置者にフィードバック

【不登校担当教員（者）の力量形成】

- ・全小中学校に不登校担当教員（者）として職務を位置づけ
- ・不登校担当教員（20人）のスキルアップ研修の実施（年2回）し、スキルアップ研修で得た内容を自校の校内研修で実施（100%）
- ・不登校対策チームによる指導・評価訪問の実施（年2回）し、20校については、学期ごとの不登校数や新規不登校率を対前年度比で下回る

◇チーム支援・切れ目のない支援の充実

【校内支援会の強化】

- ・個別支援シート、支援リストの活用、学年間・校種間の情報共有と引き継ぎの徹底

【個に応じた継続的な支援】

- ・不登校担当教員（者）を中心とした、個の状況に合わせた教室以外の支援の場の充実

【関係機関や家庭等との連携】

- ・教育支援センター等関係機関への確実なつなぎ
- ・SC,SSW等と連携した家庭訪問等の実施

自立支援

◇多様な教育機会の確保

【個に応じた支援環境の充実】

- ・別室や保健室登校に対する体制と環境の整備
- ・青少年教育施設における野外体験を通じた支援
- 【教育支援センターの機能強化】
- ・教育支援センターをSC,SSWの活動拠点とし、相談や家庭支援を強化
- ・ICTやタブレットを活用した学習支援のあり方の研究
- ・心の教育センターによる教育支援センターへの支援の強化
- 【夜間中学における受け入れ】
- ・学び直しの場として卒業生の受け入れ

◇社会的自立への支援

【若者サポートステーションでの支援】

- ・相談など修学・就労に向けた支援

◇保護者・家庭への支援

【相談支援体制の拡充】

- ・心の教育センターの相談支援機能及び体制の強化
- ・保護者のつどいの実施

【関係機関や家庭等との連携】

- ・教育支援センター等関係機関への確実なつなぎ
- ・SC,SSW等と連携した家庭訪問等の実施

☆横断的な取組を推進するための関係課☆

教育政策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、幼保支援課、生涯学習課、人権教育・児童生徒課、教育センター、心の教育センター

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
関係課連携会議	第一回会議					第二回会議				第三回会議			
関係課実務者会議	第一回実務者会議				第二回実務者会議	第三回実務者会議			第四回実務者会議				
不登校対策チーム	第一回訪問	第一回スキルアップ研修	校内支援会等への支援 短期間でのPDCA						第二回スキルアップ研修	第二回訪問			

関係課連携会議（所属長）

- 不登校対策に向けた総合的な施策を関係各課が連携して推進するための役割を担う
- ・関係各課の取組等の情報の共有と連携した施策の実施
- ・関係各課の取組状況の把握、評価、見直し（PDCAの場）
- ・関連する関係各課の主要施策との連携調整
- ・その他、不登校対策の総合的な推進のために必要な事項

関係課実務者会議（補佐・チーフ）

- 関係課連携会議で協議された内容について、各課での事業に反映、実行できるようにする。
- ・関係課連絡会議に向けて、取組状況と資料作成の確認を行う。

進捗の報告

支援を要請

助言・支援

指導・評価

重層的な支援

